

業務仕様書

1 業務名

手稲老人福祉センター暖房設備更新業務

2 業務概要

手稲老人福祉センターの多目的室内にあるFF式暖房機について、経年劣化により作動不良を起こしていることから、施設利用に影響が出ているため交換を行う。

3 履行場所

札幌市手稲老人福祉センター（札幌市手稲区曙2条1丁目2-55）

4 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで。

なお、暖房機器の更新については令和7年10月31日までに実施することとし、旧機器等の産業廃棄物の処理については履行期間内に完了すること。

5 現場条件

- (1) 作業日程及び作業時間については、契約後速やかに担当課及び施設責任者と協議し、施設業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 作業にあたっては、施設利用者、施設職員の安全対策を行うこと。
- (3) 業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。

6 業務内容

(1) 暖房設備の更新・試運転

下記に示す既存暖房設備を参考機種または同等品に更新すること。また、暖房設備の更新に当たり、暖房機給排気についても同等品に更新するとともに、更新後は試運転を行い、正常に運転できることを確認すること。

名称	仕様（型番）	数量	参考機種
FF式暖房機	VGB-935H（三菱電機株式会社）	4台	RHF-1006FT（リンナイ製）

※作業場所等については別添図面を参照

(2) 養生・清掃・残材及び旧機器等の撤去及び処理

※業務に必要な部材、器具など一切は受託者が用意すること。

※試運転に際しては暖房設備が正常に稼働するか確認すること。

なお、試運転調整については、メーカーでの実施又は同等（メーカー確認必要）の調整を行うこと。

※本作業において、仕様書に記載されていない作業、項目等が発生した場合でも機能上必要と思われるものは、受託者の責任において処理すること。

7 提出書類

提出時期	書類名	備考
現場着手前	業務計画書	
完了時	完了届	・札幌市の様式によること
	業務報告書 ・写真 ・マニフェスト伝票の写し	・写真については、暖房設備（新・旧）、作業（前・後）を基本とする ・マニフェスト伝票については履行期間内にE票も含めて提出すること

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (3) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (4) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう

遂行すること。

- (5) 故意又は過失により、施設設備等に破損等の事故があった場合は、すみやかに受託者の責任において修復すること。
- (6) 産業廃棄物の処理を行ったものについては、マニフェスト伝票の写しを提出すること。
- (7) 委託者が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の実施について、業務仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員との協議によること。